

文書発送票

令和3年1月14日

各医療機関の長 様

広島県健康福祉局薬務課
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

- ・本文書については、当初、救急医療ネットに御登録いただいているメールアドレスおよびファックス番号に送付することとしましたが、御登録いただいている情報が最新でない等の問題がありましたので、確実に御確認いただくために、補足説明資料を添付し、郵送させていただくことにいたしました。既にメール等で御確認いただいている場合は、重複の連絡となりましたことを御了承ください。
- ・今後の迅速な連絡のため、回答の際には、連絡のできるメールアドレスを回答フォーム中に御記入いただくよう、御協力をお願いいたします。

【送付内容】

- ・令和3年1月12日付け照会文書の補足説明について
- ・新型コロナウイルスワクチンの接種予定者数及び連携型接種施設の募集について（照会）**★1/19 回答×切（方法：電子申請システム）**

照会先
広島県健康福祉局薬務課
TEL：082-513-3223（ダイヤルイン）
E-mail:fuyakumu@pref.hiroshima.lg.jp

広島県

令和3年1月14日

各医療機関の長 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
薬務課

「新型コロナウイルスワクチンの接種予定者数及び連携型接種施設
の募集について（R3.1.12付け局長照会）」の補足説明について

日頃から新型コロナウイルスの感染症対策を行いながら、患者の診療を継続して
いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者等への予防接種については、令和3
年1月12日付けで照会したところですが、次のとおり補足説明します。

なお、医療従事者等への予防接種については、別紙のとおり進めることを予定し
ており、今回の照会は枠囲いをしたところになります。

御多用のところ短期間でのお願いになりますが、よろしく申し上げます。

【補足説明】

- 本調査は、接種対象者数の把握及び協力可能と考えている医療機関の数を把握
することを目的としたものです。
- 本調査は、連携型接種施設として協力可能かどうかの意向を伺うものなので、
実際に接種を行っていただくかどうかは、改めて調整いたします。本調査で可能
と回答したことにより、制約や義務が生じるものではありません。
- 今後、本調査により得られた情報を使用し、接種場所と接種予定者の調整を行
う予定です。この調整については、本調査後に県医師会が市郡地区医師会を対象
に開催予定の説明会で、説明いたします。
- 医療従事者等の接種時に供給される予定であるファイザー社のワクチンにつ
いては、保管条件、流通単位が一般的なワクチンと比べて特殊であるため、別紙
のとおり基本型接種施設及び連携型接種施設による流通体制を予定しています。
- 本調査の照会回答事項のうち、「自施設の職員の接種場所として希望する近隣
の医療機関名」については、参考事項ですので、回答は不要とします。
- 照会文書中に、「期限までに回答がない場合は、接種予定者がいない、かつ連
携型接種施設として接種を行う意向はないものと判断させていただきます」と記
載していますが、今回の回答で確定させなければならないとの趣旨ではありません
。未定の場合は現段階での見込みで構いませんので、回答してください。

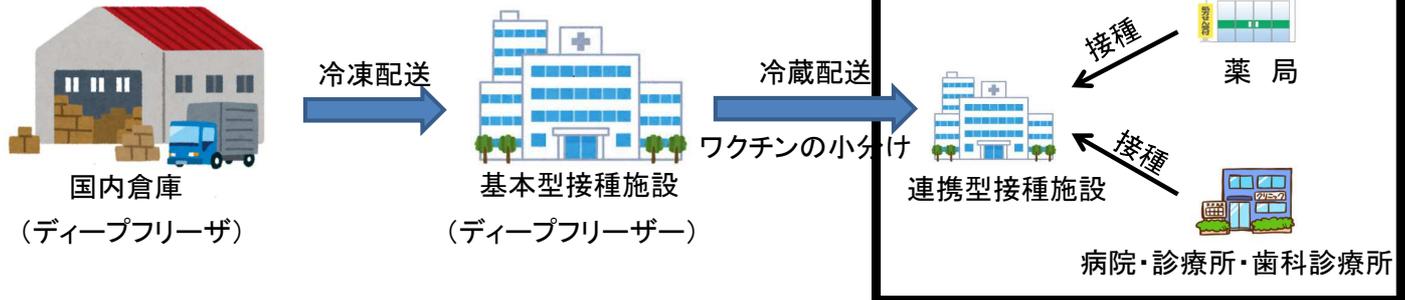
【今回回答いただく項目】

- 1 自施設の接種予定者数
- 2 連携型接種施設として接種を行うことの可否
- 3 (上記2で「可」の場合)

自施設の職員以外の、地域の医療従事者(自治体職員を含む)の受入れ接種可能人数

担当 製薬振興グループ
電話 082-513-3223(ダイヤルイン)
(担当者 半田, 深本)

【照会部分】



照会内容

歯科診療所及び薬局は、①・④を回答

連携型接種施設の条件

- ① 自施設の接種予定者(※)
 - ② 連携型接種施設として接種を行うことの可否
 - ③ (上記②で「可」の場合)
自施設の職員以外の、地域の医療従事者等(自治体職員を含む)の受入れ接種可能人数
 - ④ (上記②で「否」の場合)
自施設の職員の接種場所として希望する近隣の医療機関名(任意)
- (※)接種予定者となる医療従事者等とは、新型コロナウイルス感染症患者(疑い患者を含む)と頻繁に接する機会がある者として、各施設の判断により対象(診療科、職種は限定しない。委託業者を含む)とできること。

- 医療従事者への優先接種は、ファイザー社のワクチンを念頭に、**5日間(2~8℃での保存期間)で100人以上(自施設及び他施設)接種可能な医療機関**
- 連携型接種施設は、自施設の接種予定者に加え、可能な限り、近隣の医療従事者等(歯科診療所・薬局・新型コロナ対策に従事する自治体職員を含む)も接種することが望ましいこと。
- ワクチンは、基本型接種施設(超低温冷凍庫(2か月間保存可能)の設置施設として県が調整する大規模病院等)から冷蔵(2~8℃)で連携型接種施設へ移送できること。

一般の診療所・薬局等

医療従事者等への接種の進め方(概要)

- 一般の診療所・薬局等においては、所属する医療関係団体等のとりまとめにより、接種施設で接種を受ける。
- 接種には、市町村が送付するクーポン券ではなく、医療関係団体を通じて配布するクーポン券付き予診票を用いる。

一般の診療所・薬局等を行う準備

(参考) 医療関係団体側で行う準備

1月

2月前半

接種まで

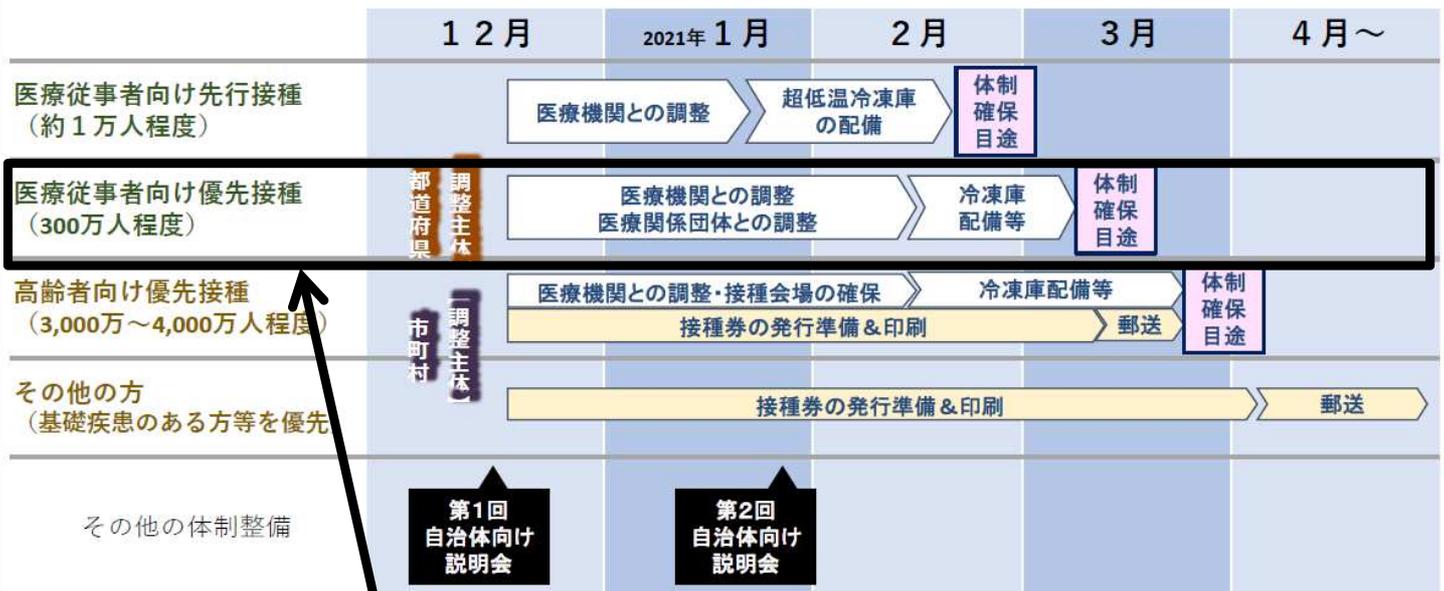
- 1 接種予定者数を電子申請システムで提出
- 2 接種予定者リスト(氏名・住民票登録の住所)を団体に提出
※ 団体によっては①と同時に進行する場合もあり
- 3 クーポン券付き予診票の配布
接種日時・場所の案内
- 4 指定会場で接種を受ける
● クーポン券付き予診票
● (氏名・住所付き)身分証明書
● (2回目の場合は)1回目の接種記録書を持参

- 接種予定人数の把握 <1/22まで>
 - 非会員の施設の接種希望の受付についても、都道府県の要請を受け、できるだけ各団体で実施。
- 接種場所の確保 <1/28まで>
 - 基本型接種施設・連携型接種施設に依頼する、自前の接種施設を設ける等により、接種予定者数に見合う接種体制を確保する
- 接種場所ごとの人数の計画
 - 接種予定者の施設所在地等に応じ、接種場所毎の接種人数を計画しておく
- 接種予定者リストの作成 <2/25頃まで>
 - 氏名のほか、住民票登録の住所を把握してリストに反映させる必要がある
- 接種予定者のクーポン券付き予診票の発行、配布
 - V-SYS稼働後にV-SYSの機能を使って出力可能(接種施設における接種日・時間枠の決定を受け)
- 接種予定者への案内
 - この時点で接種予定人数に変動がある場合には、接種施設に連絡する。

【照会部分】

※ 住民への送付時期に、クーポン券が送付されるが、医療従事者として接種を受けた場合には、使用せずに破棄する。

○ ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村と連携して、接種体制を整える。



※優先順位は検討中の案に基づく

【本調査はこの部分の調整】

よくあるご質問

Q 医療従事者等の具体的な判断について

A 国の示した下記の基準を元に、各医療機関で判断してください。希望の有無が不確定な場合は、現時点での情報で提出してください。（今後、改めて名簿の提出を依頼予定（2月頃）ですので、その際には確定いただくようお願いします。）

<判断基準>

- (1) 病院、診療所において、新型コロナ患者（疑い患者）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員。（診療科、職種は限定しない（歯科も含まれる）、委託業者も含まれる。）
- (2) 薬局において、新型コロナ患者（疑い患者）に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む）。当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への対応を行う者に限る。

Q 近隣の医療機関との調整について

A 本調査の集計後、追って調整させていただきますので、現段階で、各医療機関に独自で調整していただく必要はありません。また、「希望する近隣の医療機関」は記入不要です。

Q 連携型接種施設として接種を行うことの可否について（病院・診療所のみ）

A 概ね100人以上接種できる体制（人員の確保等）であるかにより、判断してください。近隣の医療機関から人を募らなければならないというものではありません。

Q ワクチンの接種費用について

A 費用は国の負担になるため、接種を受ける方にお支払いいただく費用はありません。

Q 基本型接種施設から連携型接種施設へのワクチンの移送について

A 現段階では、連携型接種施設の職員による移送となる可能性が高いです。

広島県収受		
第		号
- 3. 1. - 8		
処理期限	月	日
分類記号	保存年限	

健健発 0108 第1号
令和 3年 1月 8日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（公印省略）

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知）において、接種体制の構築に向けた準備の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き（初版）」が示されたところです。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（案）」（令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会（第19回）資料）において、まずは医療従事者等への接種を行うこととされているところ、接種体制構築が円滑に進むよう、別添のとおり基本的な考え方と体制構築の標準的な進め方をお示ししますので、医療従事者等に対する接種を行う体制の構築を進めるようお願いいたします。

また、別添1及び別添3から別添5までについて、体制構築の基本的な考え方及び体制整備の標準的な進め方として、管内の市区町村及び関係団体に御連絡いただくようお願いします。

なお、医療関係団体等に対しましても、この取扱につき、協力依頼を行っておりますことを申し添えます。

（添付資料について）

- 別添1 医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方
- 別添2 都道府県における医療従事者等への接種体制の構築
- 別添3 市区町村における医療従事者等への接種体制の構築
- 別添4 医療関係団体における医療従事者等への接種体制の構築
- 別添5 医療機関における医療従事者等への接種体制の構築



医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の基本的な考え方

- ※1. (3)に示す事項はファイザー社のワクチンを念頭に置いているため、他社のワクチンを念頭に医療従事者等への接種体制を構築する必要がある場合は、別途考え方等をお示しする。

1. 医療従事者等への接種の枠組み

(1) 実施主体等

- 医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、医療従事者等以外の者への接種と同様に、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が実施主体となり、市町村と予防接種の実施に係る集合契約を締結した医療機関等において実施される。
- また、国が用意するワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）を用いること、住所地外接種に係る接種費用の請求・支払は医療機関等所在地の国民健康保険団体連合会を通じて行うことなど、基本的な枠組みは、医療従事者等以外の者への接種と同様である。

(2) 対象者

- 接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等の範囲は、別紙のとおりである。

(3) 接種場所

- 全国で1500か所の施設に2月末までにディープフリーザーを配置することとしており、その配置先を「基本型接種施設」として当該施設において接種を実施するほか、基本型接種施設の近隣に所在し、当該基本型接種施設から冷蔵でワクチンの移送を受ける「連携型接種施設」において接種を実施することとする。
- 基本型接種施設及び連携型接種施設の医療従事者等は自施設で接種を受けることとなるが、これらの施設以外の医療機関等の医療従事者等については、医療関係団体や都道府県・市町村を通じて接種場所（基本型接種施設又は連携型接種施設）の確保等を行うこととなる（概要は2.を参照のこと。）。
- 基本型接種施設、連携型接種施設に求められる主な役割等は、具体的には以下のとおりである。
 - ①基本型接種施設（ディープフリーザーを設置する接種施設）
 - ・1,000人超の医療従事者等に対して接種を実施することが予定され、かつ、基本型接種施設となることを希望する医療機関等は、都道府県にその意向を申し出て、都道府県が配置施設の調整を行う（この調整の結果により、基本型接種施設が確定する。）。なお、予防接種の実施に係る集合契約に加入している必要がある。
 - ・都道府県が行う基本型接種施設と連携型接種施設のマッチング等のため、自施設の医療従事者等に係る接種予定数について都道府県に報告を行う。
 - ・基本型接種施設は、自施設の接種予定者数のほか、連携型接種施設から申告を受けたワクチン数や地域の医療従事者等の接種受け入れ予定数を確認し、V-SYSを通じてワクチンを必要数オーダーし、連携型接種施設分等も含めてワクチンを受け取る。
 - ・受け取ったワクチンは、ディープフリーザーで保管する。

- ・ディープフリーザーに保管したワクチンは、自施設での接種に用いるとともに、基本型接種施設又は連携型接種施設のいずれかが連携型接種施設に移送する。移送方法については、追ってお示しする「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」（仮称）を参照する。
- ・連携型接種施設に移送したワクチンについて移送先、移送先ごとの移送ワクチン数を記録する台帳を整備する。

②連携型接種施設（基本型接種施設からワクチンを移送して接種する接種施設）

- ・当該医療機関等の医療従事者等の数が原則として概ね100人以上であり、かつ、連携型接種施設となることを希望する医療機関等は、都道府県にその意向を申し出る。なお、予防接種の実施に係る集合契約に加入している必要がある。
- ・都道府県が行う基本型接種施設と連携型接種施設のマッチング等のため、自施設の医療従事者等に係る接種予定者数について都道府県に報告を行う。
- ・自施設の接種予定者数に加え、地域の医療従事者等の接種受け入れ予定数も考慮して接種に必要なワクチン数を基本型接種施設に申告し、ワクチンを移送して接種する（連携型接種施設は自らV-SYSによりワクチンのオーダーを行わないが、基本型接種施設からワクチンを移送する前提として、必要な情報をV-SYSに入力する。）。
- ・連携型接種施設は、基本型接種施設から移送したワクチンを冷蔵で保管し、決められた期間内にできるだけすべてのワクチンを使用する。

- 都道府県、市町村又は医療関係団体が設置する接種会場についても、求められる役割を果たすことができることを前提に、基本型接種施設又は連携型接種施設のいずれかの類型として接種を実施することとなる。

都道府県、市町村又は医療関係団体が接種会場を設ける場合の手続き等については「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」（初版を令和2年12月17日付け健発1217第4号厚生労働省健康局長通知別添で提示）を参照すること。なお、都道府県及び医療関係団体が接種会場を設ける場合の接種費用の請求・支払いについては、医療機関等が接種を行った場合の処理に準じること（住民を対象に市町村が自ら会場を設けた場合の費用請求・支払い処理とは異なるので注意すること。）。

(4) 接種の大まかな流れ

- ・接種予定者に対し、クーポン券付き予診票を発行（基本型・連携型接種施設の医療従事者等については自施設で準備。その他の医療機関等の医療従事者等については医療関係団体、都道府県・市町村等が発行）
- ・接種予定数を踏まえ、基本型接種施設がV-SYSにワクチン必要数を登録
- ・国、都道府県及び医療機関等が連携してワクチン割り当て量を決定。具体的には、①国は都道府県の割り当て量を調整し、②都道府県は医療機関等の割り当て量を調整

〔※V-SYSの利用方法については、追ってお示しする。また、ワクチン等の割り当てについては、都道府県は地域の医療関係団体等と連携して、割り当ての方針の検討及び調整を行う。〕

- ・基本型接種施設はワクチン納入予定数や予定日をV-SYSで確認。必要に応じて連携型設置施設に連絡
- ・基本型接種施設はワクチンの納入後速やかにディープフリーザーで保管。必要に応じて連携型接種施設に冷蔵でワクチンを移送
- ・基本型・連携型接種施設は具体的な接種日や時間枠ごとの接種予定者数を決定し、自施設の接種予定者に伝達（その他の医療機関等に係る接種日時・予定者数についてはとりまとめ主体に伝達）

- ・接種を実施
- ・基本型・連携型接種施設はV－S Y Sを通じて接種者数等の報告を行うとともに市区町村又は国民健康保険連合会に費用請求書を送付

2. 体制構築に向けた準備の概略

(1) 基本的な考え方

- 医療従事者等の範囲には、病院や診療所の職員だけでなく、保健所職員、救急隊員等の地方自治体職員や、自衛隊職員、検疫所職員等の国の機関の職員も含まれ、広域的視点に基づく対応が求められるため、医療従事者等への接種体制の構築は、都道府県が中心となって行うこととなる。
- 具体的には、都道府県は市町村や医療関係団体等の関係機関と連携して、「接種施設の確保」と「接種対象者の特定」の大きく2つの作業を行う必要である。
 なお、医療従事者等への接種の体制は関係者が連携して構築するものであることから、関係者はお互いの業務についても十分理解している必要がある。

(2) 関係者の役割、関係者間の関係の構築

- 都道府県は、接種体制構築の中心的存在として、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院団体等の地域の医療関係団体や、市町村、国の機関等と協力的な関係を構築する。また、各関係者・関係機関から接種予定者数等を取りまとめ、基本型接種施設と連携型接種施設のマッチング等の調整を行う。
- 市町村、医療関係団体は自らが担う役割や、最終的な目標、スケジュール等を都道府県と確認するとともに、今後の体制構築の進め方について出来るだけ早期に認識を共有する。
 このほか、関係者が接種体制構築に向けて担う役割は概ね以下のとおりである。

団体等	担当する医療従事者等の範囲	担当する事務		
		接種場所の確保	接種予定者数の把握	接種予定者リストの作成、予診票の準備
医師会	診療所等の医療従事者等	○	○	○
歯科医師会	歯科診療所の医療従事者等	○	○	○
薬剤師会	薬局の医療従事者等	○	○	○
医師会又は病院団体	自施設で接種を行わない病院の医療従事者等	○	○	○
市町村	市町村職員（救急隊員等）	都道府県が行う	○ (都道府県に伝達)	○
国の機関	国の機関の職員（自衛隊や検疫所職員等）	都道府県が行う	○ (都道府県に伝達)	○

都道府県	都道府県職員（保健所職員等） 市町村職員 国の機関の職員	○	○	○ (都道府県職員のみ)
------	------------------------------------	---	---	-----------------

○：自ら行う

(注) 医療関係団体に属さない医療機関の医療従事者等について関係団体における対応が困難な場合には、都道府県で関係団体と連携しつつ希望者の受付を行う等の対応を行う。

(3) 医療従事者等への接種に関する計画の策定

○ 都道府県は、接種体制構築の全体像を把握し、進捗を管理するため、接種体制構築の計画書を作成する。計画書には、医療従事者等への接種を行う都道府県内のすべての接種会場の情報、医療関係団体等ごとの接種先の情報、基本型接種施設と連携型接種施設との対応関係の情報等が含まれる。

○ 計画書の全部又は一部を都道府県と関係者で共有することで、関係者間の情報共有にも活用できる。計画書の原本は都道府県が管理し、国にも共有する。

医療従事者等の範囲

注：医療従事者等の具体的な範囲については現在パブリックコメント中の「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について（案）」において示されるものであり、以下は当該パブリックコメントを踏まえて検討途上のものを体制構築の参考となるよう示したものであるため、今後変更される可能性があることに注意すること。

1. 医療従事者等の範囲の考え方

医療従事者等に早期に接種する理由として、以下の点が重要であることを踏まえ、具体的な範囲を定める。

- ・ 業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うことから、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと
- ・ 従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要であること（注1）

注1：ワクチンの基本的な性能として発症予防・重症化予防が想定され、感染予防の効果を期待するものではないことから、患者への感染予防を目的として医療従事者等に接種するものではないことに留意（医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない）。

2. 医療従事者等の具体的な範囲

医療従事者等には、以下の対象者が含まれる見込みである（1月頃の新型コロナウイルス感染症対策分科会で決定される予定である）。

- (1) 病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者（注2）を含む。以下同じ。）に頻繁に接する機会のある医師その他の職員。

（対象者に関する留意点）

※診療科、職種は限定しない（歯科も含まれる。）。

※委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。

（対象者を取りまとめる主体）

- ・ 医療関係団体が取りまとめを行う。

※概ね従事者100人以上で、自ら接種を行う施設は施設ごとに取りまとめる。

- (2) 薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む。）。

（対象者に関する留意点）

※当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するとともに、主に患者への対応を行う者に限る。

（対象者を取りまとめる主体）

- ・ 関係団体が取りまとめを行う。

- (3) 新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員。

(対象者を取りまとめる主体)

- ・ 都道府県が取りまとめを行う。
※国関係機関は、都道府県単位で接種対象者のリストを作成し都道府県に提出する。
※矯正施設内の医療従事者も都道府県が取りまとめを行う。

(4) 自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者。

(対象者に関する留意点)

※以下のような業務に従事する者が想定される。

- ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等
(例) 保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者。
- ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する者
(例) 宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する業務を行う者。
- ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う者

(対象者を取りまとめる主体)

- ・ 都道府県が取りまとめを行う。

注2：疑い患者には、新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうかわからない患者を含む。

医療機関による医療従事者等への接種体制の確保

※【様式】と書かれている項目については、別添の様式を活用する。

※【】内に書かれている日付は、標準的な作業の期限を表しており、体制整備が円滑に進むよう自治体が異なる日付を設定する場合もあるので、その場合は当該自治体が設定した日付によること。

1. 接種施設として接種を行う意向の都道府県・市町村への申告等

【遅くとも1月22日まで】

(1) 基本型接種施設としてディープフリーザーの配置を希望する場合

- ディープフリーザーについては、都道府県・市町村（特別区を含む。以下同じ。）が配置調整を行うことから、自治体が設ける締切（遅くとも1月22日）までに、基本型接種施設としてディープフリーザーの配置を希望する旨の意向を伝えること。ディープフリーザーの配置を受けられるか否かは遅くとも1月28日までに自治体から伝えられる。
なお、基本型接種施設は、当該接種施設において1000人超に接種することが求められることに留意すること。

- ディープフリーザーの割当については、「超低温冷凍庫(-75℃対応ディープフリーザー)の割り当て等について」（令和2年12月28日付け健健発1228第2号）において、割り当て台数等をお示ししたところであり、このうち2月設置分のディープフリーザーを用いて、医療従事者等への接種体制を構築する。

- ディープフリーザーは、二次医療圏に最低1台が配置されることを基本とし、さらに概ね人口15万人に対して1台以上が配置されるようにする。なお、都道府県内における調整の結果として、人口が少ない二次医療圏についてはディープフリーザーが1台も配置されないことも想定される。

(2) 連携型接種施設となることを希望する場合

- 連携型接種施設として接種を行うことを希望する医療機関については、都道府県が設ける締切（遅くとも1月22日）までに連携型接種施設として接種する意向を伝えること。
なお、連携型接種施設の対象となる医療機関は、当該医療機関の医療従事者等の数が原則として概ね100人以上であることに留意すること。

2. 接種を実施可能にするための手続き

(1) 集合契約への参加（委任状の提出）【原則として1月中】

- 基本型接種施設及び連携型接種施設については、ワクチン接種契約受付システムを用い、原則として1月中に、郡市区医師会又は取りまとめの病院団体等に委任状を提出すること。なお、委任状の提出開始時期については追ってお示しする。

(2) V-SYSへの初期登録【V-SYS稼働後速やかに】

- 基本型接種施設及び連携型接種施設については、委任状提出時に登録したメールアドレス宛にワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」という。）のIDとパスワードが送付される。V-SYSの初期登録ができないとワクチンの分配が受けられないため、V-SYS稼働後速やかに、V-SYSの初期登録を行うこと。

3. 接種予定者の把握及び予診票の作成

(1) 自施設の接種予定者数の把握

【基本型及び連携型接種施設は遅くとも1月29日まで】

【その他の医療機関等は遅くとも1月22日まで】

- 全ての医療機関は、自施設に勤務する医療従事者等のうち、接種を予定する者の数を把握した上、
 - ・基本型接種施設及び連携型接種施設については、都道府県が設定する締切（遅くとも1月29日）までに都道府県に報告し、
 - ・それ以外の医療機関等については、とりまとめ医療関係団体等が設ける締切（遅くとも1月22日）までにとりまとめ医療関係団体等に報告すること。

(2) 自施設の接種予定者リストの作成

【基本型及び連携型接種施設は2月22日まで】

【その他の医療機関等は2月25日頃まで】

- 全ての医療機関は、接種券付き予診票を発行するために、接種予定者リストを作成する必要があるため、
 - ・基本型接種施設及び連携型接種施設については、2月22日までに接種予定者リストを作成し、
 - ・その他の医療機関等については、とりまとめ医療関係団体等が設ける締切（2月25日頃）までに接種予定者リストを作成し、とりまとめ医療関係団体等に提出すること。

(3) 接種券付き予診票の発行【予診票様式が確定後速やかに】

- 医療従事者等への接種は接種券付き予診票を費用請求等に用いるため、
 - ・基本型及び連携型接種施設については、予診票様式が確定後速やかにV-SYSを用いて自施設の医療従事者等の接種券付き予診票を発行し、接種予定者に配布し、
 - ・その他の医療機関等については、とりまとめ医療関係団体等が接種券付き予診票を発行・当該医療機関等に送付し、当該医療機関等が接種予定者に配布すること。

4. ワクチンの分配、接種対応及び請求事務等

- 基本型接種施設は連携型接種施設でワクチンの必要量を把握し、連携型接種施設の必要量を含めたワクチンの必要量をV-SYSに登録することになる。また、基本型接種施設へのワクチン配送予定量および予定日が判明したら、連携型接種施設に連絡することになる。
- 基本型及び連携型接種施設におけるワクチンの分配、接種対応及び請求事務等については、追ってお示しする「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する医療機関向け手引き」（仮称）を参照すること。

令和3年1月12日

各医療機関の長 様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
薬務課

新型コロナウイルスワクチンの接種予定者数及び
連携型接種施設の募集について（照会）

このことについて、令和3年1月8日付け厚生労働省健康局健康課長通知「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」に基づき、照会しますので、次の事項に留意の上、「電子申請システム」（別紙）により、1月19日（火）までに回答してください。

《留意事項》

- 医療従事者等への優先接種は、ファイザー社のワクチンを念頭に、5日間（2～8℃での保存期間）で100人以上接種可能な医療機関（連携型接種施設）を接種場所として実施するものであること。
- 連携型接種施設は、自施設の接種予定者に加え、可能な限り、近隣の医療従事者等（歯科、薬局を含む）も接種することが望ましいこと（接種費用は市町から国保連絡で支払われる予定）。
- 医療従事者等とは、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む）と頻りに接する者として、各施設の判断により対象（診療科、職種は限定しない、委託業者を含む）とできること。
- 接種場所、接種日時については、調整のうえ、おって連絡する予定であること。
- ワクチンは、基本型接種施設（超低温冷凍庫（2か月間保存可能）の設置施設として県が調整する大規模病院等）から冷蔵で連携型接種施設へ移送できること。

《照会回答する内容》

- 1 自施設の接種予定者数
- 2 連携型接種施設として接種を行うことの可否
- 3 （上記2で「可」の場合）
自施設の職員以外の、地域の医療従事者等（自治体職員を含む）の受入れ接種可能人数
- 4 （上記2で「否」の場合）
自施設の職員の接種場所として希望する近隣の医療機関名（任意）

※期限までに回答がない場合は、接種予定者がいない、かつ、連携型接種施設として接種を行う意向はないものと判断させていただきますので御了承ください。

担当 製薬振興グループ
電話 082-513-3223（ダイヤルイン）
（担当者 半田、深本）

別紙

【電子申請システムでの回答方法】

パソコン、スマートフォン、タブレットで、次のいずれかの方法により回答してください。なお、貴院の端末だけでなく、従事者個人の端末（スマートフォン等）からも御回答いただけます。

《方法 1》

- ①右の二次元コードを読み取る。
- ②『利用者登録せずに申し込む方はこちら』をクリックする。
- ③表示された画面で回答する。

↓二次元コード



《方法 2》

- ①次の URL を入力する。
https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=6536
- ②『利用者登録せずに申し込む方はこちら』をクリックする。
- ③表示された画面で回答する。

① URL は、ブラウザのこの部分に直接入力



② クリック

↓
③表示された画面で回答